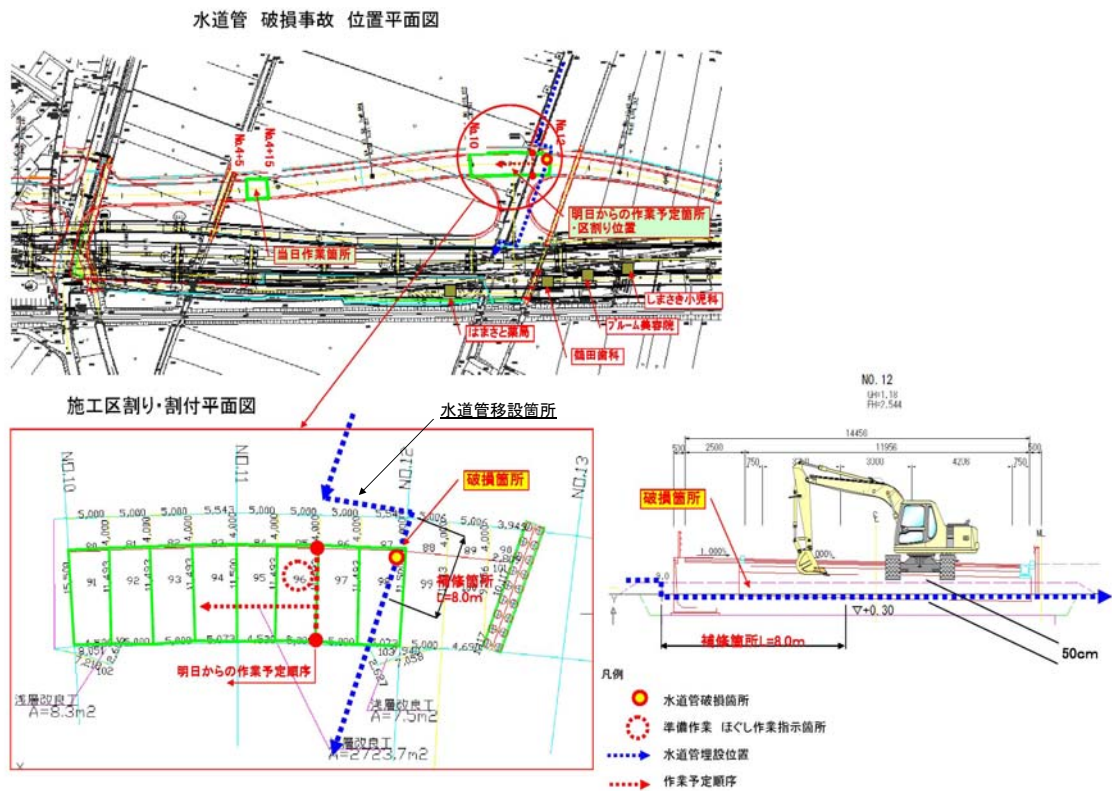


事故種類	一般事故	発生日時	平成23年1月10日 13時10分	事故当事者	二次下請
事故区分	公衆災害	年齢性別	—	職種	—
被災程度(全治)	水道管の破損(断水4軒、3時間30分)				
事故概要	・浅層改良(パワーブレンダー工法)を行う際に、事前に仮移設していた水道管の埋設区画を誤って掘削し、水道管を破損した。				
38 事故原因等	・水道管埋設箇所は、敷鉄板で保護していたが、浅層改良作業前の全景写真を撮影するため、敷鉄板を撤去したが、復旧を忘れていた。 ・地下埋設物件の事故防止に関する特記仕様書により、ピンを設置していたが、小さかったため、作業員が気づかなかった。				
改善策等	①作業範囲については、埋設箇所を掘削できないように敷鉄板で必ず保護する。 ②埋設物の存在がわかりやすいように、立看板等で明確に表示する。				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	・埋設箇所については、マーキング等で明示するとともに、作業員に埋設位置の周知徹底を図る。				

事故状況図



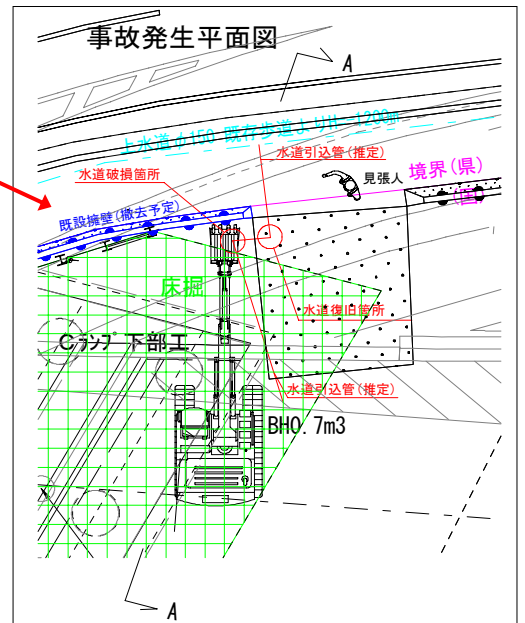
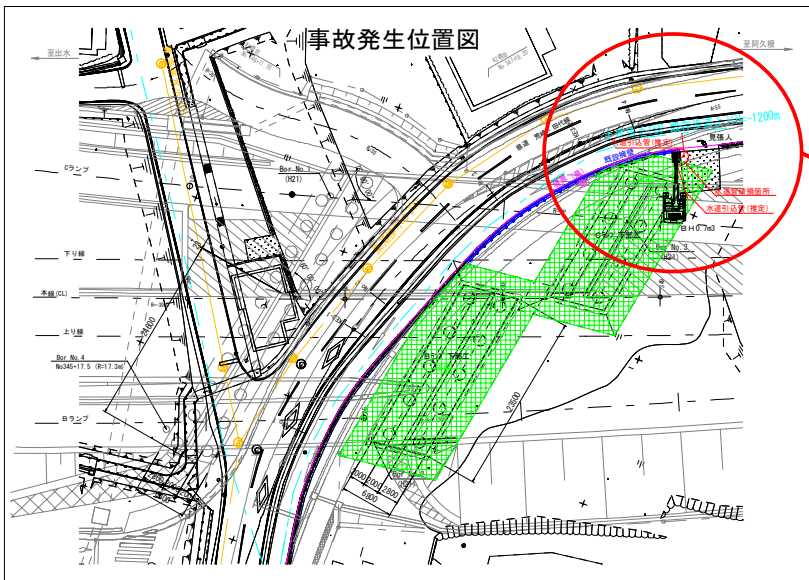
改善策



埋設箇所を掘削できないように敷鉄板を設置。
埋設物の存在がわかりやすいように、立看板等で明示。

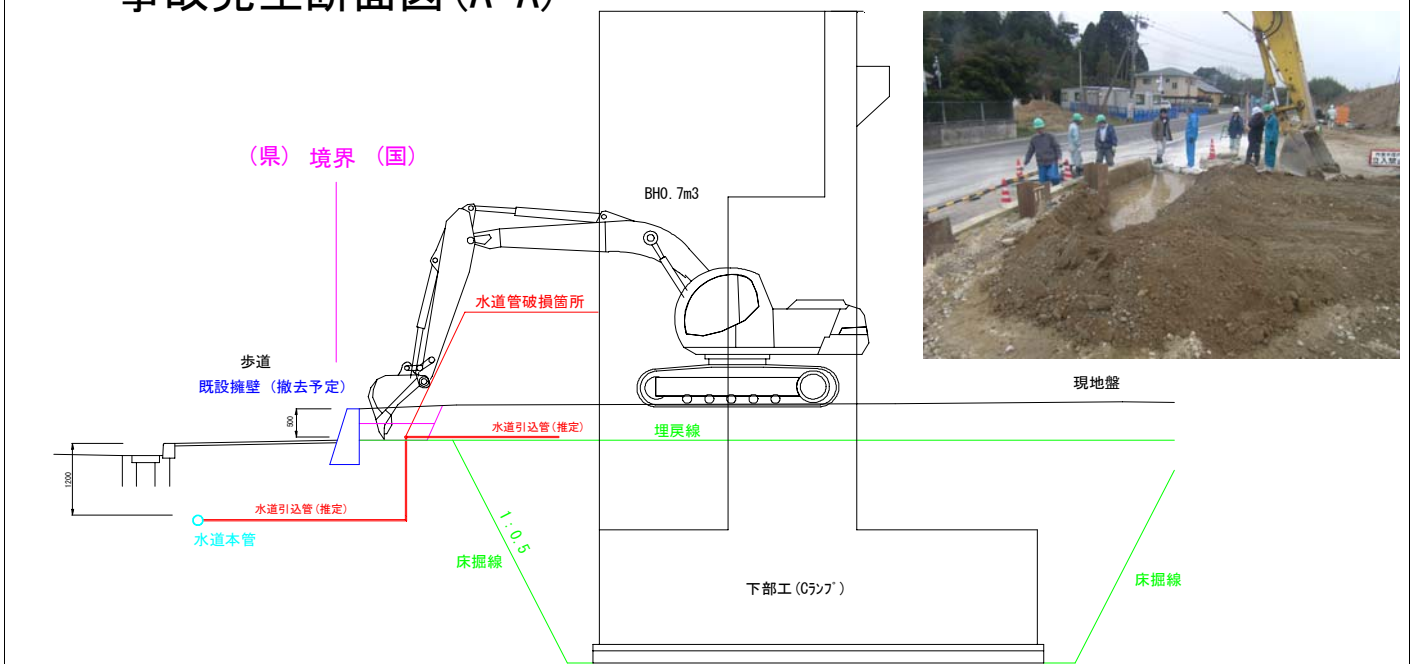
事故種類	一般事故	発生日時	平成23年1月19日11時00分	事故当事者	一次下請
事故区分	公衆災害	年齢性別	—	職種	—
被災程度(全治)	水道管引込管破損：一般への影響は無し				
事故概要	既設擁壁取壊しのため、擁壁の裏を作業員とBH0.7m3にて、約30cmの深さ毎に掘削をしていたところ、地盤から50cmの箇所に移転済み家屋の水道引込管をBHのバケットにて破損した。(移転済み家屋の引込管のため未使用)				
39 事故原因等	事前の資料収集段階において、水道管理者からの「橋台工床掘線上に水道管の埋設はありません」との回答を得たため埋設管はないとの思いこみがあり、水道管理者との現地立会が実施されていないことにより、引込管の存在を把握できず事故は発生している。				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者、前地権者に引込管に関する情報収集を行う。 ・管理者と現地立会を行い、試掘により埋設管の有無の確認を行う。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	管理者との連絡調整を密に行う。				

事故状況図



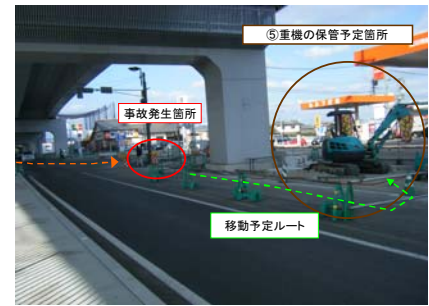
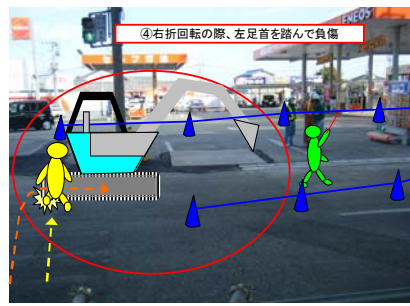
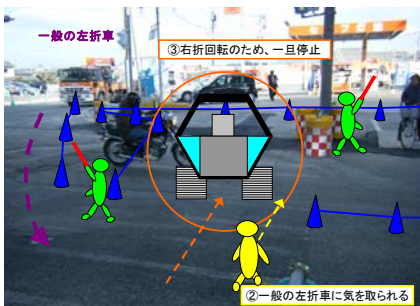
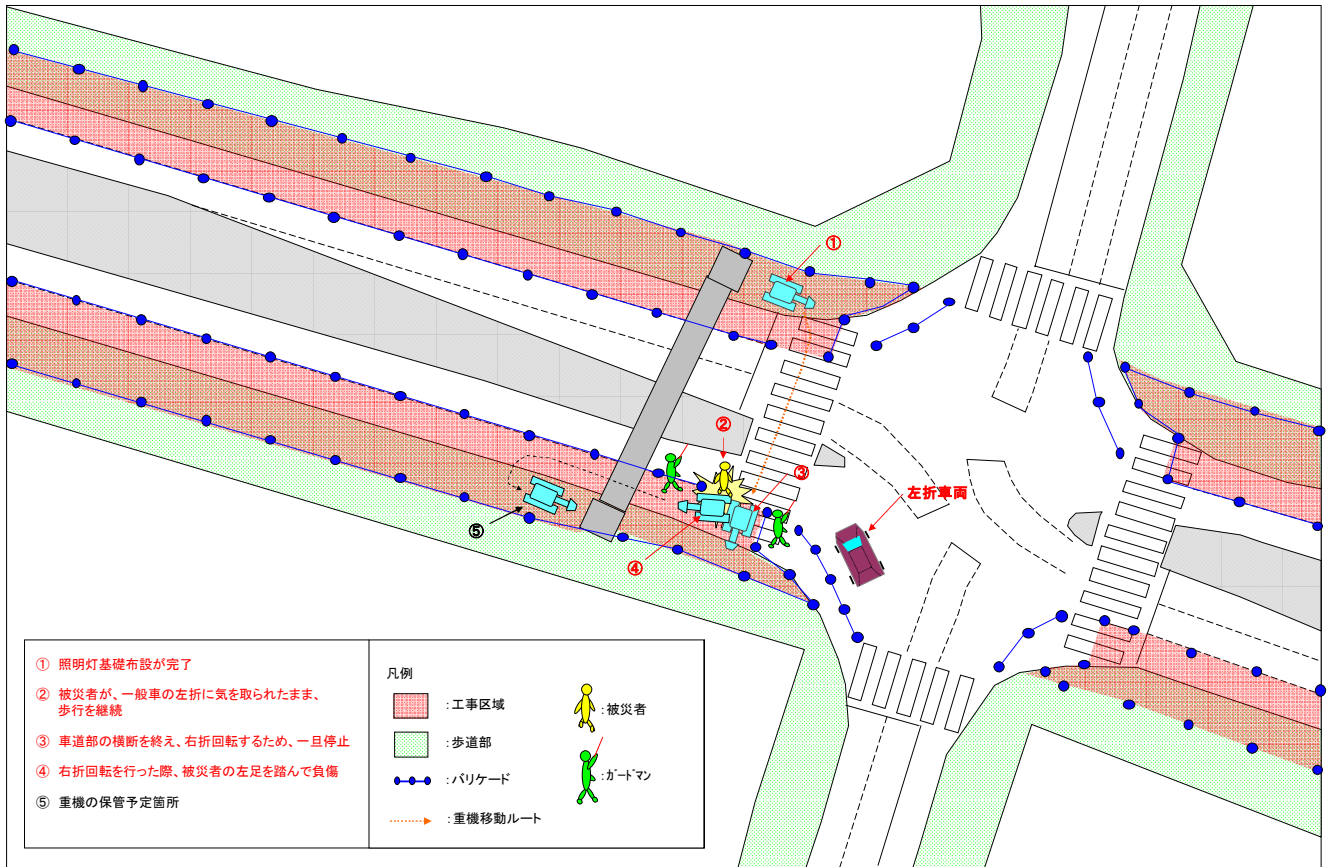
事故発生断面図(A-A)

水道管破損写真



事故種類	労働災害	発生日時	平成23年1月26日 5時30分	事故当事者	元請け・1次下請け
事故区分	労働災害	年齢性別	20歳 男性	職種	施工管理技術者(元請け)
被災程度(全治)	左足親指脱臼(2週間の入院加療)				
事故概要	夜間工事(21:00~6:00)において、照明灯基礎の布設作業(下り車線側)完了後に重機(バックホウ)を保管場所(上り車線側、工事区域部)へガードマン2名を付 け移動の際、施工管理者(写真管理)として重機後方を歩いていた現場監督者(元請け)が一般の左折車に気を取られていたため、車道部の横断を終え右へ方向転換するために一旦停止を行った重機に気づかず重機に接近したところ、重機が右折回転し重機の右後方が被災者の左足を踏んで負傷した。なお、被災者は安全靴を使用。				
40 事故原因等	①誘導員を配置していたが、被災者が重機に接近するのを止めなかった。 ②被災者は、一般車の通行に気を取られ、前方の重機が停止したことに気づかず、接近してしまった。				
改善策等	①誘導員は、重機に接近する者は必ず停止させ重機運転手に合図を行う。 ②重機運転手は、回転・移動の際は誘導員の合図の従うと共に自らも安全確認を行う。				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	同上「改善策等」による。				

事故状況図



事故種類	労働災害	発生日時	平成23年1月28日 12時05分	事故当事者	一次下請
事故区分	労働災害	年齢性別	48歳男性	職種	重機オペレーター
被災程度(全治)	右大腿打撲傷、右肩打撲傷				
事故概要	<p>本工事は、本線掘削作業と工事用道路造成の2カ所で作業を行っていた。午前中に本線掘削作業を行っていた重機が機械入替のため仮設通路を移動中、路肩が崩れ高さ4m下へ転落した。</p> <p>本仮設通路の路体の緩みを発見したため、午後から道路の再構築を行った後、重機の移動を行う予定であり、正午前に午後からの作業打合せを行ったがその際、被災者への周知が徹底されていなかったため、昼休みに被災者単独で重機を移動させてしまった。</p>				
事故原因等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 打合せ内容を誤認して、重機運転手が単独で移動を行った。 2. 危険箇所への進入禁止措置がされていなかった。 3. 重機移動の際、誘導員配置が徹底されていなかった。 4. 施工計画書に事故箇所の誘導員配置が記載されていなかった。 				
改善策等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 危険箇所が発見されたら直ちにバリケード等の進入禁止措置をとる。 2. 重機作業時はシートベルト着用の徹底と重機アームに表示をし、運転手に注意喚起を促す。また、着用状況を安全巡視(朝・昼)で確認する。 3. 仮設通路の安全性向上と養生 <ul style="list-style-type: none"> ・道路幅員を3mから4mにし、路肩表示等を行う。 ・大型土嚢により仮設通路の保護と土砂積込箇所の分離を図る。 ・道路路面安定勾配を確保する。 4. 安全点検表を見直し、点検項目を追加する。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・作業内容に変更が生じる場合は、作業を中止するとともに、施工計画書及び作業手順書を見直し、周知徹底の上、着手する。 ・法面等からの転落防止の措置(進入禁止、誘導員配置等)を徹底させる。 				

